

岐阜県希望が丘子ども医療福祉センターにおける医療事故公表基準について

(平成 29 年 10 月 16 日制定)

1 目的

岐阜県希望が丘子ども医療福祉センターで発生した医療事故の内容や原因、改善策などを自ら公表することにより、センター運営ならびに医療の透明性を高め、医療事故防止の取組を推進することにより、同種の医療事故の再発防止を目的とする。

2 用語の定義

医療事故

過失の有無を問わず、センター内の建物内や敷地内で医療の全過程において発生する人身事故を言う。

医療事故には、医療過誤の場合と医療過誤ではない場合がある。

- ・医療に明らかな過失があり患者に不利益が生じた場合（医療過誤）
- ・医療に明らかな過失がないにもかかわらず患者に不利益が生じた場合（センター内での転倒、合併症の発症等）

3 医療事故等のレベル基準

区分	障害の継続性	内容
レベル5	死亡	事故が死因となった場合
レベル4	恒久的	後遺症が残る可能性が生じた場合
レベル3 b	一過性	濃厚な処置や治療を要した場合
レベル3 a	一過性	簡単な治療・処置の必要性が生じた場合
レベル2	一過性	患者さんへの観察の必要が強化されたが、実害がなかった場合
レベル1	なし	間違っただけを実施したが、患者さんには変化が生じなかった場合
レベル0	—	間違っただけが発生したが、患者さんには実施されなかった場合

4 公表の基準及び公表内容

患者重症度 原因等	レベル5 死亡 (恒久的)	レベル4 障害残存 (恒久的)	レベル3 b 濃厚な治療・処置を 要した事例 (一過性)	レベル0～3 a 軽微な処置・治療 を要した事例又は 影響の認められな かった事例
医療過誤の事例	原則個別公表	原則個別公表	原則、社会的影響を 考慮し、包括的公表	公表が再発防止策 につながる場合は、 包括的公表
医療過誤でない事例	原則公表しないが、社会的影響がある場合は、包括的公表			
その他、所長が公表 することが必要と 判断した事例	原則公表しないが、社会的影響がある場合は、個別あるいは包括的公表			

5 公表の手順

公表に際しては、以下のように扱う。

- 1) 個別公表は、記者発表あるいは、当センターのホームページ上で行う。
- 2) 包括的公表は、1年間の該当する事例をまとめて、当センターのホームページで公表する。

6 公表する内容

- 1) 医療事故発生までの経緯、発生時の状況、発生後の処置等、今後の対策

7 公表に当たっての患者さんまたはご家族等への配慮

公表にあたっては、公表内容から患者さん及びご家族の特定につながらないように配慮する。

なお、個別公表にあたっては、患者さん及びご家族の意思を最優先に考慮し、事前に患者さん及びご家族に公表内容を十分に説明し、原則として了解をえた上で公表する。

附則 このガイドラインは、平成29年10月16日から施行する。